

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
翌日)

規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十八号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「生活扶助」を「生活保護」に改める。

別表の一の項中「九十円」を「九十二円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十九号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則(昭和三十六年二月鳥取県規則第八号)の一部を

規 則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

告 示

町の区域を新たに画し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出

診療所を廃止した旨の届出

生活保護法による医療機関の指定

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正

漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意

土地改良区の定款の変更の認可

公 安 告 示

風俗営業等取締法による聴聞の実施

銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞会の開催

公 告

砂利採取業務主任者試験の実施

次のように改正する。

第五条第一項中「第十五条第二号から第五号まで」を「第十五条」に改め、同条第二項を削る。

第六条中「前条第一項」を「前条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百二十九号

地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同法同条第二項の規定により告示する。

右の変更は、昭和四十四年八月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和四十四年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を新たに画す町並びに区域を変更する町及び字の名称

同上の区域（昭和四十四年五月二十七日現在の地番による。）

田島字上畑田二八二の二、二八二の四、二八三の一、二八三の二、二八四の二から二八六の一まで、二八六の七、二八六次一、二八七の三、二八七の六から二八八の一まで、二八八の五、二八八の六、二八八の九から二八八の一二まで、二八八の一、二八九の五から二九〇の一まで、二九〇の三、二九七の一、二九八の一から三〇〇の五まで及びこれらと一体をなす国有地、田島字砂田の全域、田島字村ノ下モ三〇二の

松並町二丁目

一、三〇二の二、三〇三から三〇四まで、三〇六から三二二の一まで、三二二の三から三一六の二まで、六八八から六八九の一八まで及びこれらと一体をなす国有地、田島字前田下通り式三二〇から三二三の三まで及びこれらと一体をなす国有地、田島字西土居五三〇の三、五三〇の四及びこれらと一体をなす国有地、田島字猿尾打越し壱五八二の三、五八三の一、五八四から五八七の一まで、五八八の一、五八九から五九二まで、五九八の二、六〇〇の二から六〇一の二まで、六〇一の六、六〇一の七及び六〇三の四、田島字猿尾打越し式六〇六の二、六〇六の四、六〇六の五、六〇七の二、六〇八の四、六〇九の一、六〇九の四、六一〇から六一〇の二まで、六一三の一、六一三の三から六一三の一四まで、六一六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに田島字松下六二四の二、六二六の一、六二六の三から六二六の八まで、六二九の二から六三〇の二まで、六三三、六三五から六三五の三まで、六三七及び六三八の一

松並町二丁目

田島字下畑ケ田二六四の一、二六五の一、二六五の二、二六五の四から二六五の七まで、二六六の四、二六六の八、二六六の一〇、二七〇の五、二七〇の六、二七〇の八、二七〇の九、二七〇の四、二七五の一、二七五の二、二七六の一から二七六の七まで、二七六の一〇から二七六の二二まで、二七六の一五から二七八の二まで及びこれらと一体をなす国有地、田島字上畑田二七九の一、二七九の二、二八一の二から二八二の二まで、二八二の三、二八三の三、二八三の四、二八三の六から二八三の一一まで、二八六の二から二八六の六まで、二八六の八、二八六の九、二八七の一、二八七の二、二八七の四、二八七の五、二八八の三、二八八の四、二八八の七、二八八の八、二八八の九、二八九の二、二八九の三、二九〇の二、二九〇の四から二九六の四まで、二九七の二、二九七の三及びこれらと一体をなす国有地、田島字猿尾打越し式六〇八の二、六〇八の三、六〇九の二、六〇九の三、六〇九の六、六〇九の七、六一三の二、六一四の四から六一六の一まで、六一六の三から六一七の三まで及びこれらと一体

松並町三丁目

田島字見尾杖の全域、田島字下畑ケ田二六四の二から二六四の四まで、二六五の三、二六六から二六六の三まで、二六六の五から二六六の七まで、二六六の九、二六六の一から二七〇の四まで、二七〇の七、二七〇の九から二七〇の一三まで、二七〇統一の一部、二七一から二七四の三まで、二七四の五、二七五の三、二七六の八、二七六の九、二七六の一三、二七六の一四及びこれらと一体をなす国有地、田島字上手外ノ切六四三の一〇、六四四の三から六四四の一〇まで、六四五の二から六四六の三まで及びこれらと一体をなす国有地、秋里字埋立九八二の一から九八七まで、九九一から九九六まで、一〇〇〇から一〇〇五まで、一〇〇八から一〇一三まで、一〇二〇の一、一〇二〇の三、一〇二一の一、一〇二一の三、一〇二二から一〇二四まで、一〇三三の一、一〇三三の三、一〇三四の一、一〇三四の三、一〇三五の一、一〇三五の三、一〇三六、一〇四六の二、一〇四七の一、一〇四七の三及びこれらと一体をなす国有地並びに丸山町一八の一、一八二の一、一八二の三、一八三の一、一八三の三、一八四の一、一八四の三、一八五の一から一八五の五まで、一八五の七、一八五の九、一八五の一、一八五の一三、一八

をなす国有地、田島字松下六一八の一から六一八の五まで、六一八の九、六一八の一、六一八の一六から六一八の二〇まで、六一八の二三から六一八の七二まで、六一八の八〇、六一八の九四から六一八の九八まで、六一八の一〇四から六一八の一〇六まで、六一八の一〇九、六一八の一四から六一八の二、六二四の一、六二四の三から六二五の二まで、六二六の二、六二八の二、六三八の二から六四〇の六まで及びこれらと一体をなす国有地、田島字土手下ノ切六四一から六四三の九まで、六四四の一、六四四の二、六四四の一、六四四の二及びこれらと一体をなす国有地、田島字埋立の全域、田島字村ノ下モ六九〇の一から六九三の一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに秋里字埋立九三〇の一から九三一の二まで、九三六の一から九三六の一五まで、九三七の二、九三七の三、九四二の二及びこれらと一体をなす国有地

<p>田島字松下</p>	<p>田島字松下のうち六一八の一から六一八の五まで、六一八の九、六一八の一、六一八の一六から六一八の二〇まで、六一八の二三から六一八の七二まで、六一八の八〇、六一八の九四から六一八の九八まで、六一八の一〇四から六一八の一〇六まで、六一八の一〇九、六一八の一四から六二二の二まで、六二四の一から六二五の二まで、六二六の一から六二六の八まで、六二八の二、六二九の一から六三〇の一六まで、六三三、六三五から六三五の三まで、六三七から六四〇の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>田島 字猿尾打越し式</p>	<p>田島字猿尾打越し式のうち六〇六の二、六〇六の四、六〇六の五、六〇七の二、六〇八の二から六〇八の四、六〇九の一から六〇九の四まで、六〇九の六、六〇九の七、六一〇から六一〇の二まで、六一三の一から六一三の一四まで、六一四の四から六一七の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>田島 字猿尾打越し壹</p>	<p>田島字猿尾打越し壹のうち五八二の三、五八三の一、五八四から五八七の一まで、五八八の一、五八九から五九二まで、五九八の二、六〇〇の二から六〇〇の二まで、六〇一の六、六〇一の七及び六〇三の四以外の区域</p>
<p>田島字西土居</p>	<p>田島字西土居のうち五三〇の三、五三〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>田島 字前田下通り式</p>	<p>田島字前田下通り式のうち三二〇から三二三の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

山島字下畑ケ田

田島字下畑ケ田のうち二六四の一から二七八の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

秋里字埋立

秋里字埋立のうち九三〇の一から九三一の二まで、九三六の一から九三六の一五まで、九三七の二、九三七の三、九四二の二、九八二の一から九八七まで、九九一から九九六まで、一〇〇〇から一〇〇五まで、一〇〇八から一〇一三まで、一〇二〇の一、一〇二〇の三、一〇二〇の四、一〇二〇の五、一〇二二から一〇二四まで、一〇三三の一、一〇三三の三、一〇三四の一、一〇三四の三、一〇三五の一、一〇三五の三、一〇三六、一〇四六の二、一〇四七の一、一〇四七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

丸山町

丸山町のうち一八一の二、一八二の一、一八二の三、一八三の一、一八三の三、一八四の一、一八四の三、一八五の一から一八五の五まで、一八五の七、一八五の九、一八五の一、一八五の三、一八五の五、一八九の一、一八九の五、一九〇の一、一九〇の五、一九一の一、一九一の五、一九二の二、一九二の五、一九五の一、一九五の三、一九六の一、一九六の三、一九七の一、一九七の五、二〇〇の四から二〇〇九まで、二〇〇の一、二〇〇の三、二〇〇の五、二〇〇の九、二〇〇の二一、二〇〇の二七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第四百三十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	廃止年月日
由良齒科医院	東伯郡大栄町 字由良宿五五六番地	齒科	昭和四十三年八月三十一日

鳥取県告示第四百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和四十四年六月二日	由良齒科医院	東伯郡大栄町 字由良宿五五六番地	齒科	下村政雄

鳥取県告示第四百三十二号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年七月十五日から施行する。

昭和四十四年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

神奈川県愛甲郡 同県高座郡 山梨県東八代郡 香川県高松市

鳥取県告示第四百三十三号

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号) 第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があったものと認めためたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和四十四年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東 加入区

浦富

田後

網代

福部

賀露

酒津

浜村

夏泊

青谷

泊

赤碕

淀江

上道

境港

鳥取県告示第四百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第三十条第二項の規定に基づき、久末土地改良区の定款の変更を昭和四十四年七月五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十五号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号) 第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年七月十五日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十四年七月二十三日 午後一時から

米子市糺町一丁目一五一 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

境港市佐斐神町六〇四 高美美恵子

鳥取県公安委員会告示第三十六号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号) 第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞会を開催するので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年七月十五日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

- 一 聴聞当事者の住所及び氏名
西伯郡西伯町大字猪小路五五一 潮 茂
- 二 聴聞の期日及び場所
昭和四十四年七月二十三日 午後一時から
米子市糺町一丁目二五一 米子警察署

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、昭和44年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和44年7月15日

鳥取県知事 石 敏 二 則

1 試験の科目及び時間

試 験 の 科 目	試験の時間
(ア) 砂利の採取に関する法令	午前10時から 正午まで
(イ) 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)	

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和44年8月22日（金曜日）
- (2) 場 所 鳥取市及び米子市
- 3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工振興課

に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履 歴 書
受験願書及び履歴書は、商工振興課、鳥取県建設業協会及び日本砂利協会鳥取県支部に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (3) 写真手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはりつけること。
- 4 受験手数料
1,000円
- 5 受験願書の提出期間
昭和44年7月16日から昭和44年7月31日まで
- 6 受験票
受験願書を提出した者には、受験票を交付する。